

# 監査報告書

令和元（2019）年5月23日

学校法人 橘学苑  
理事長 土光 陽一郎 殿

学校法人 橘学苑

監事 益子正寿

監事 深沢行雄

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人橘学苑の寄附行為第13条2項の規定に従い、学校法人橘学苑の平成30年度（平成30年4月1日から平成31（2019）年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法

私たちは、監査にあたり理事会等に出席し、理事、法人事務局長等から業務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧し業務及び財産の状況を調査いたしました。また、公認会計士からも監査の結果報告を受け、それらを参考として計算書類につき検討をするなど、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

## 2. 監査の結果

学校法人橘学苑の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類においても会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上